

平成 25 年度補正予算 災害に強いG空間シティの構築等新成長領域開拓のための実証事業 事業管理支援法人に係る企画競争募集実施要領

1 目的

平成 25 年度補正予算「災害に強いG空間シティの構築等新成長領域開拓のための実証事業」(以下「実証事業」という。)は、G空間情報のICTによる利活用を促進し、経済の成長力の底上げ及び国土の強靱化を図るため、「G空間×ICT推進会議」報告書(※)で提言された実証プロジェクトを実施するものである。

(※) G空間情報のICTによる高度な利活用を検討するため、総務省において、平成 25 年3月から「G空間×ICT推進会議」(座長：柴崎亮介 東京大学教授)を開催し、同年6月に報告書を策定した。

この度、総務省は、本実証事業の実施に当たって、総務省が行う実証事業の執行について十分に理解し、実証事業の遂行に向けてあらゆる角度から支援を行える機関として、「事業管理支援法人」を公募する。「事業管理支援法人」は、G空間情報のICTによる利活用を促進し、経済の成長力の底上げ及び国土の強靱化を図る実証事業の目的を理解しており、かつ、次に掲げる事項に関する知識を有している法人とする。

- ・ 地方公共団体等が整備・運用するGISの現状
- ・ 地方公共団体等が整備・運用する防災システムの現状
- ・ G空間情報の活用に係る技術の動向
- ・ G空間情報と地方公共団体の情報システムの標準化の動向
- ・ G空間情報に関する法令やガイドライン

2 事業内容

事業管理支援法人(以下「受託者」という。)は、具体的に以下の事業を行う。

(1) 実証事業の契約及び会計処理に係る支援

- ① 受託者は、(3)①の評価会において選定された実証プロジェクトの委託先候補と総務省が行う契約に向けて、実施計画書、予算計画書等の必要資料の事前検証及び調整等の支援を行う。なお、委託先候補の選定及び委託契約の締結に係る想定スケジュールは以下のとおり。

- ・ 実証プロジェクトの委託先候補の公募 4月後半開始～5月後半締切
 - ・ 委託先候補の選定に係る評価会 6月前半
 - ※ 数件～10数件程度を委託先候補として選定
 - ・ 委託先候補との委託契約の締結 6月後半
- ② 受託者は、総務省と契約をした実証プロジェクトの実証主体（以下「実証主体」という。）の会計処理に伴う書類の管理を行い、必要に応じて助言を行う。
- ③ 受託者は、総務省と契約した実証主体からの契約及び会計処理に関する問い合わせを受け付ける電話番号及びメールアドレスを用意し、当該電話番号又はメールアドレスに寄せられた問い合わせに対して、適時適切に回答する。
- ④ 受託者は、総務省が行う実証主体に対する検査等に向けて、事前の書類検証を行うとともに、総務省が短期間に検査が行えるよう支援する。

（2）実証事業の進捗管理に係る支援

- ① 受託者は、総務省と契約をした実証主体についてスケジュール管理を行うとともに、必要に応じて助言を行う。
- ② 受託者は、月次にて各実証プロジェクトの進捗管理状況を総務省に報告する。

（3）会合の運営等

① 評価会の運営の支援

ア 受託者は、実証プロジェクトの委託先候補を選定するため総務省が開催する評価会において、スケジュール調整、謝金・茶菓代の支払、会場の準備、資料の準備等を行う。

イ 評価会は1回開催する。

② 報告会の運営

ア 受託者は、各実証プロジェクトの実施状況を把握するとともに、地方公共団体や地域産業界を含む各実証プロジェクトの関係者との意見交換を通じ、こうした関係者の声を今後のG空間シティの推進方策へ反映させることを目的とする報告会を運営する。

イ 報告会の構成員は総務省と協議した上で決定する。

ウ 報告会は、実証プロジェクトの実施地域における開催を想定し、合計で数回～11回開催する。

エ 報告会の運営に当たっては総務省と協議をし、必要に応じて各実証主体から出席を求めることとする。

③ その他関連する会合の運営

ア ①・②の会合のほか、受託者は、実証プロジェクトの実施に関連する諸課題を扱う関連会合を運営する。

イ 関連会合の構成員は総務省と協議した上で決定する。

ウ 関連会合は5回程度開催する。

エ 関連会合の運営に当たっては総務省と協議をし、必要に応じて各実証主体から出席を求めることとする。

(4) 標準的・共通的な仕様・ルールの策定に関する調査等

- ① 受託者は、総務省が提示する標準化・共通化すべき要素に係る検討を円滑化するため、関係者の意見の把握、資料の作成等の必要な支援を行う。
- ② 受託者は、総務省及び各実証主体と調整した上で、各実証主体と関係省庁、関係団体等との間で行われる標準的・共通的な仕様・ルールの策定に向けた協議に関し、スケジュール調整や必要な情報・知見の提供等の支援を行う。
- ③ 受託者は、各実証プロジェクトの実証成果及び①・②の成果等を元にして、将来G空間シティを構築しようとする全国の地方公共団体、事業者等が技術的な課題等を克服するための指針を策定する。策定に当たっては、G空間プラットフォームの実証事業等、G空間プロジェクトにおける他の事業と適切に連携する内容となるよう留意する。
- ④ 受託者は、各実証プロジェクトの成果報告書の内容を確認・整理する。
- ⑤ 受託者は、④で確認・整理した内容や報告会等で得られた情報・課題等を分析し、取りまとめ報告書を作成する。なお、当該取りまとめ報告書には、以下の内容を含むこととする。
 - ア 各実証プロジェクトにおいて直面した課題（技術的課題、制度的課題、運用上の課題等）を整理した内容
 - イ アの課題の具体的な解決策を提案する内容
- ⑥ 受託者は、本事業で得られた成果・知見等を社会一般に広く共有するために、ホームページ・パンフレットを作成して公開・配布する等の周知活動を行う。なお、具体的な作業については、総務省と協議の上決定する。
- ⑦ 受託者は、本事業に必要な範囲で、実証主体等からヒアリングを行う。
- ⑧ このほか、受託者は、更に深く追求すべきテーマや大局的に捉えるべき事項に関する文献・インターネット・ヒアリング等による調査・分析等、G空間シティの構築のために必要な事業を実施する。

※ 公募の時点で提案可能な事業があれば、企画提案書に盛り込むこと。
- ⑨ 受託者は、本事業の成果を総務省に報告する報告会を開催する。

3 事業期間

契約締結日から平成27年3月31日まで（ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続により認められた範囲で事業実施期間の延長（例えば、平成28年3月31日まで）を行うことができる。）

4 応募資格

本募集の対象者は、次の条件を満たす法人（企業・団体等）とする。なお、コンソーシアム形式による提案も認めるが、その場合は幹事法人を定めるとともに、幹事法人が企画提案書等を提出すること。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない。）

- ① 委託事業を遂行するために必要な組織、人員等を有していること。
- ② 委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 本事業と各実証プロジェクトの間における人員、事務、情報等の分界が明確であり、中立的な立場で「2 事業内容」に記載の事業管理支援法人としての事業を実施できる体制を確立していること。
- ⑤ 総務省本省及び各総合通信局・沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。）の要請に応じ、直ちに総務省本省及び各総合通信局等に急行することが可能な拠点を日本国内に有していること。
- ⑥ 委託事業全体の取りまとめを行う代表機関及び委託事業全体を統括する実施責任者（プロジェクトリーダー）が定められていること。

なお、実施責任者は、委託事業の進捗管理等、委託事業全体を統括するとともに、総務省の求めに応じて委託事業の内容の説明等を行うこととする。

- ⑦ 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

ア 契約の相手方として不適当な者

（ア）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（イ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると

き。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

⑧ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら再委託の相手方としないこと。

5 不正行為、不正使用等への対応について

採択後・委託契約の締結後であっても、虚偽の提案であった等の場合は、採択や委託契約を取り消す場合がある。

6 提案手続

(1) 募集期間

- ・ 募集開始日：平成 26 年 3 月 28 日（金）
- ・ 締 切 日：平成 26 年 4 月 21 日（月）正午（12 時）必着

(2) 説明会の開催

- ・ 開催日時：平成 26 年 4 月 9 日（水）15 時～16 時 30 分
- ・ 開催場所：中央合同庁舎 2 号館 8 階 801 会議室

説明会への参加を希望する場合、「10 実施要領に関する問い合わせ先」に記載の連絡先へ 4 月 7 日（月）正午（12 時）までに連絡すること。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「「G空間シティ実証事業」支援法人説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記すること。

なお、会場の都合により、説明会への出席については、応募単位毎に 2 名までとする。（複数組織での共同応募を予定している場合は共同で応募する複数組織を 1 提案単位とし、その中から 2 名までの出席とする。）説明会の会場については、登録した「E-mail アドレス」まで連絡する。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整することがある。

(3) 応募書類等

- ① 以下の書類等を一つの封筒に入れて「10 実施要領に関する問い合わせ先」に記載の提出先宛に送付すること。封筒の宛名面には、「「G空間シティ実証事業」事業管理支援法人企画提案書」と記載すること。
 - ア 企画提案書（様式） 10部
 - イ 会社概要票及び直近の過去2年分の財務諸表 1部
 - ウ ア・イを納めた電子媒体（CD-R又はDVD-R） 1式
- ② 提出された応募書類等は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類等は返却しない。機密保持には十分配慮するものの、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりうる。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給しない。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、提案者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

(4) 応募書類等の提出先

「10 実施要領に関する問い合わせ先」に郵送により提出すること。なお、提出された企画提案書等の返却はしない。

※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は審査対象とならないので、記入要領等を熟読の上、注意して記入すること。

※ 締め切りを過ぎての提出は受け付けない。郵送は期限に余裕をもって行うこと。

7 審査・採択について

(1) 審査方法

採択に当たっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定する。なお、応募期間締め切り後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 「4 応募資格」を満たしているか。
- ② 要請に応じて直ちに各総合通信局等に急行し、その事業に係る指示に迅速かつ的確に対応することが可能な人員を各総合通信局等ごとに十分確保しているか。

- ③ 情報通信技術、G空間情報及び地方公共団体の情報システムに関する類似の事業を実施した実績を豊富に有しているか。「1 目的」に合致する体制を有しているか。
- ④ 実証主体に対して専門的な見地から適切な支援、助言及び情報提供をすることが可能な独自の能力を有しているか。
- ⑤ 事業目的及び事業内容に対する十分な理解に基づく事業の実施計画が定められているか。実施手順、日程等に無理がなく、実現性があるか。
- ⑥ 「2 事業内容」の項目が全て提案されているか。
- ⑦ 実施項目と手法が適切かつ具体的に提案されているか。実施手法に創意工夫が見られるか。
- ⑧ 「2 事業内容」の記載事項以外に、本事業の成果を高める独自の提案がされているか。
- ⑨ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された提案者については、総務省のホームページで公表するとともに、当該提案者に対しその旨を通知する。

8 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された提案について、総務省と提案者の間で、契約条件の調整を行った上で委託契約を締結する。

調整の結果、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。また、総務省と採択された提案者との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがある。

(2) 採択件数

1件

(3) 予算規模

8,000万円を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、総務省と調整した上で決定することとする。

(4) 成果物の納入

以下を総務省に納入すること。

- ア 取りまとめ報告書 5部
- イ 「2 事業内容」(4)③に記載の指針 5部
- ウ ア・イを納めた電子媒体 (CD-R又はDVD-R) 1式

(5) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となる。

※ 事業終了前の支払い(概算払)が認められる場合は制限されている点に留意すること。

(6) 支払額の確定方法

委託費は、委託契約に係る契約書及び企画提案書に定められた用途以外への使用は認められない。

なお、委託費は、原則として、委託事業終了後速やかに受託者から実績報告書(証書類の原本又はその写し及び取りまとめ報告書等の成果物を添付したもの。)の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う(特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、途中で概算払いが認められることもある。)

9 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおり。

経費項目	内容	
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費	
II. 事業費	旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
	会場費	事業(会議、講演会、シンポジウム)を行うために必要な会場借料及び茶菓料(お茶代)等
	謝金	事業を行うために必要な謝金(委員謝金等)
	調査費	事業を行うために必要な調査に要する経費
	物品購入費	事業を行うために直接必要な物品(当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等(諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。))の購入に要する経費
	外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが

		出来ないもの又は適当でないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等）の外注に要する経費 ※ ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
	補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
	その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費
Ⅲ. 再委託費		事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人化した研究所、公設試験研究機関等からの技術指導費等）を委託するのに必要な経費 ※ ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。
Ⅳ. 一般管理費		事業を行うために必要な経費の中で、証拠書類による照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。 具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。）

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

10 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課
情報流通行政局 地域通信振興課 「G空間シティ実証事業」担当
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館11階
担 当：武藤課長補佐、柳官（情報通信政策課）
村上課長補佐、中山係長、小川官（地域通信振興課）
E-mail：g-city@ml.soumu.go.jp

※ 問い合わせは電子メールですること。

※ 問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「「G空間シティ実証事業」支援法人提案」とすること。他の件名（題名）では問い合わせに回答できない場合がある。